### 飯田市景観計画の変更(平成28年10月1日施行)

### 1 変更を行う箇所

- (1) 別表 3 の 2 「屋外広告物禁止地域等における広告物等の基準等」の「【屋外広告物の表示等の制限(屋外広告物許可地域等)】」の「2 屋外広告物特別規制地域」の「都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域」の地域又は場所について、「北方」の表記を「育良町1丁目及び同所2丁目」に変更する。
- (2) 別表 4 「景観育成特定地区における広告物等に関する基準」の「Ⅲ. 都市計画道路羽場 大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域」の「1. 許可の基準」について、「北方」の表記を 「育良町1丁目及び同所2丁目」に変更する。
- (3) 付属図「景観育成特定地区(都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域) の区域」を(1)の地域及び場所の表記のとおり変更する。

#### (1) 別表 3の2

# 屋外広告物禁止地域等における広告物等の基準等

# 【屋外広告物の表示等の制限(屋外広告物許可地域等)】

良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために屋外 広告物の表示又は掲出物件の設置の許可を受ける必要があるもの(法第4条関係)

1 屋外広告物許可地域

次に掲げる地域又は場所において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、 当該表示、設置又は改造について、市長の許可を受けなければならない。

(1) 屋外広告物禁止地域の周辺又はこれらから展望できる範囲の地域のうち、一定の地域(従前の屋外広告物条例施行規則(平成6年長野県規則第25号)別表第3に掲げる次の地域を含むものとする。)

接続する道路等		範囲
種類及び名称	区間	単U/2TI
高速自動車国道中	左記の道路の両側各 1,000 メ	両側各 1,000 メートル以内
央自動車道西宮線	ートル以内に飯田市の区域が	
	存する左記の道路の区間	
一般国道自動車専	左記の道路の両側各 1,000 メ	両側各 1,000 メートル以内
用道路三遠南信自	ートル以内に飯田市の区域が	
動車道	存する左記の道路の高速自動	
	車国道中央自動車道西宮線と	
	の交差点から天龍峡インター	
	チェンジまでの区間	

(2) その他、良好な景観を育成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止する ために特に必要がある地域又は場所(従前の屋外広告物条例施行規則(平成6年長野県規則 第25号)別表4に掲げる次の場所を含むものとする。)

種類及び名称	区間	範囲
飯田駅前広場	中央通り線 (昭和 54 年長野県	約 8,590 平方メートルの広場及びこ
	告示第 743 号に告示された飯	れに接続する 20 メートル以内
	田都市計画道路3・4・7中	
	央通り線)の起点付近	

#### 2 屋外広告物特別規制地域

次に掲げる地域又は場所において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、 当該表示、設置又は改造について、市長の許可を受けなければならない。

地域の特性及び個性を生かした景観の育成又は風致の維持を図ることが特に必要な地域又は 場所

名称	地域又は場所	
川路地区屋外広告物特別規制地域	川路地区全域	
都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外	都市計画道路羽場大瀬木線(以下「羽場大瀬木線」	
広告物特別規制地域	という。)の用地若しくは羽場大瀬木線の建設予定地	
	又は羽場大瀬木線に接続し、かつ、羽場大瀬木線か	
	ら展望できる範囲の地域のうち、飯田市羽場町4丁	
	目 2182番 5 及び同所 2230番 43 から飯田市育良町 1	
	丁目及び同所2丁目の区域に接するまでの区間の両	
	側 30 メートル以内の区域	

#### (2) 別表 4

# 景観育成特定地区における広告物等に関する基準

### Ⅲ. 都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域

#### 1. 許可の基準

次の(1)又は(2)の広告物等の区分に従い、当該(1)又は(2)に掲げる基準及び別表 3 (別表 4 に掲げる基準に相当するものを除く)に適合するものであることとする。

都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域として指定する地域は、都市計画道路羽場大瀬木線(以下「羽場大瀬木線」という。)の用地若しくは羽場大瀬木線の建設予定地又は羽場大瀬木線に接続し、かつ、羽場大瀬木線から展望できる範囲の地域のうち、飯田市羽場町4丁目 2182番5及び同所 2230番43から飯田市<u>育良町1丁目及び同所2丁目</u>の区域に接するまでの区間の両側30メートル以内の区域とする。

	行 為 の 基 準	周辺市街地	
ウ.	【高さ】		
地上に設置	・ 地上からの高さ5メートル以下。ただし、道路境界線から5メートル以	•	
する広告物	上後退したものは13メートル以下。		
等	【表示面積】		
	<ul><li>・ 一面の面積は3平方メートル以下。ただし、道路境界線から5メートル</li></ul>		
	以上後退したものは一面 25 平方メートル以下。		
Ι.	・ 中央自動車道西宮線の両側各 500 メートル以内で、中央自動車道西宮線		
広告物等の	から展望できる区域にあっては、合計 10 平方メートル以下		
面積			

## (2) 自己用の広告物等以外のものの基準

- ア 1面の表示面積は1平方メートル以下とすること。
- イ 表示面積の合計(自己の敷地以外において広告物等を表示し、又は掲出する場合においては、50メートル以内に同一の者が表示し、又は掲出する広告物等の表示面積及び掲出面積の合計とする。)は2平方メートル以下とすること。
- ウ 地上に設置する広告物等は、地上からの高さを2メートル以下とすること。
- 工 電柱又は街路灯柱に表示し、又は設置する広告物等は、飯田市屋外広告物条例施行規則 第3条第1項に掲げるもの以外のものとすること。
- オ 中央自動車道西宮線の両側各 500 メートル以内で、中央自動車道西宮線から展望できる 区域において表示し、又は設置するものでないこと。
- (3) 付属図「景観育成特定地区(都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域)の 区域」

別図のとおり

